

令和 **5** 年度実施

柳川市 市民協働のまちづくり事業 募集要領

11月21日(日)
参加者30人
スタッフ20人



飼い主のいない猫
対策支援事業

のりねこ柳川



令和3年度「宗茂と間千代ゆかりの地巡り」ウォーキング



武家屋敷
河野邸
改修プロジェクト



柳川市と協働で取り組む

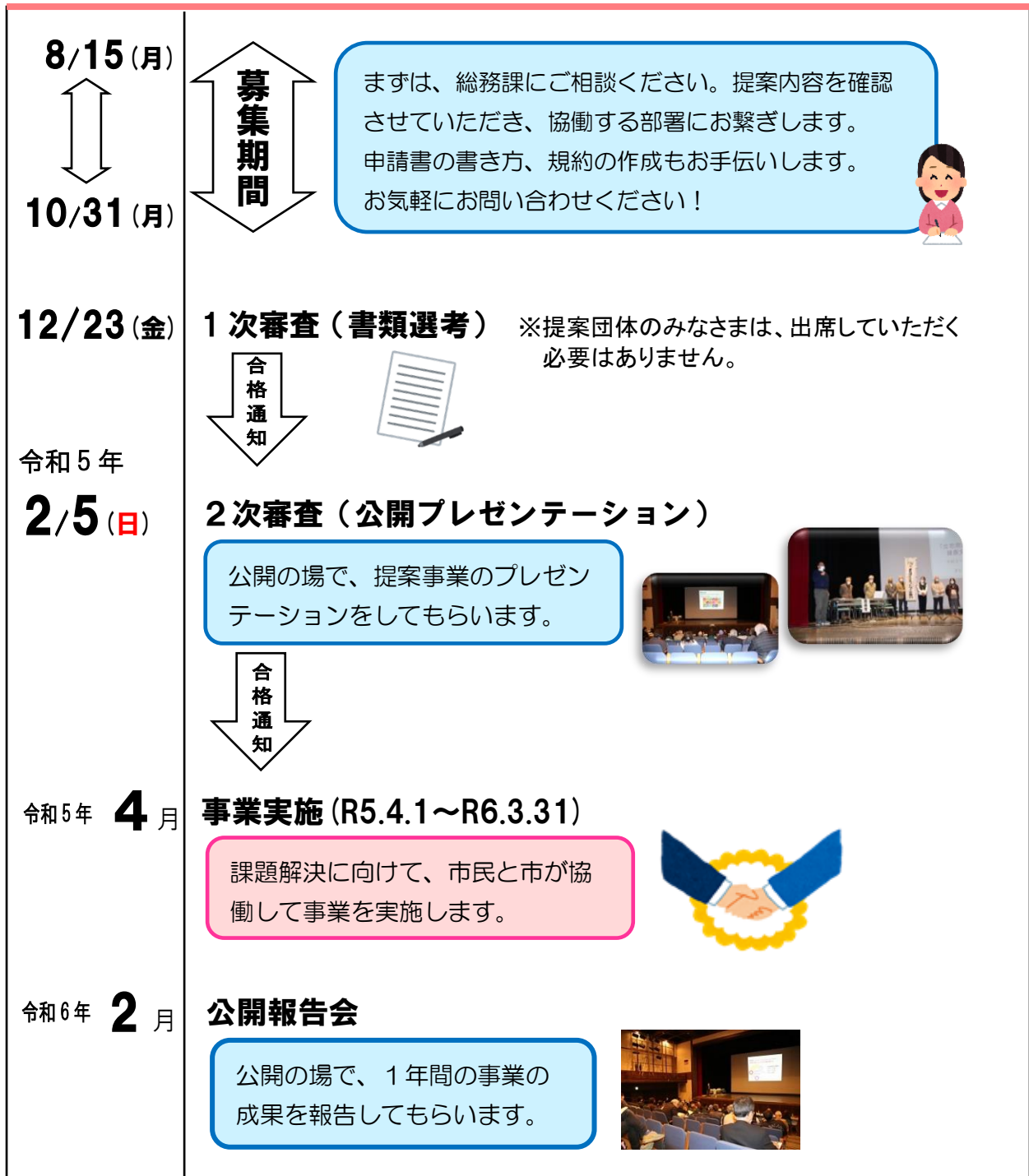
まちづくり企画のアイデアを募集します

「市民協働のまちづくり事業」とは
NPO等の市民団体や町内会等の地縁団体、学生団体などから、日頃の思いやアイデアを活かした柳川のまちづくり企画を提案していただき、市民と行政が協働して地域課題の解決や魅力発信に向けた取り組みを行う事業です。ご提案をお待ちしております。

募集期間 **8月15日**(月)～**10月31日**(月)

〒832-8601 柳川市本町87番地1
柳川市役所総務部総務課市民協働推進係
TEL:0944-77-8419 FAX:0944-74-1374

●応募から事業実施まで



●応募方法

総務課または、大和・三橋庁舎市民サービス課等で配布する所定の申請書に必要事項を記入し、総務課まで提出ください。電子メールで申請することもできます。

Mail: somu@city.yanagawa.lg.jp



市公式サイト

	学生部門	スタート部門	一般部門
団体の要件	柳川市内の高等学校の生徒又は専門学校 ^の 学生5名以上で構成する団体 	・5名以上の活動メンバーで構成されていること ・メンバーの過半数が市内に住所を有するか市内に勤務していること ・団体の運営に関する定款または規約があり、年間の計画及び予算を定めていること	1年以上の活動実績がある
募集事業	<p>・テーマ設定型 市が協働事業として取り組んでほしい課題(テーマ)に基づき提案する事業</p> <p>①NHK大河ドラマ招致に関する事業 (関係部署:観光課) ②特定外来種対策に関する事業 (関係部署:生活環境課)</p> <p>・自由テーマ型 提案団体が自由なテーマで提案する事業</p> <p>参考分野 保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、観光、文化・芸術、スポーツ、環境保全、防災、地域安全、人権平和、男女共同参画、子育てなど</p> <p>参考テーマ 地域防災力の向上、こころと身体の健康づくり、地域資源の活用、観光力の強化、商業の振興、未来の柳川を担う子どもの成長支援、人口を増やす取り組み、ごみ減量の取り組みなど、地域の課題解決、魅力発信につながる事業</p>		
採択予定数	2事業程度	2事業程度	2事業程度
補助金額	10万円以下	10万円以下	30万円以下 (対象経費の5分の4以内)
補助の期間	1年間	1年間	3年以内
実施期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日		
注意事項	①宗教・政治活動を目的とする事業は応募できません。 ②特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業は応募できません。 ③施設等の整備(不動産の取得を含む)を主な目的とする事業は応募できません。 ④これまで継続して行っている事業は対象になりませんが、新たな視点を含む(新しい工夫や発展性がある)ものは対象とします。 ⑤国、県、市及びそれらの外郭団体の助成を受けている事業は応募できません。		

対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ①報酬・謝金（講師や出演者等へ支払うもの） ②備品費（事業に使用する物品で、特に必要と認められるもの） ③消耗品費（文具、その他消耗品） ④印刷費（資料等の印刷及び製本に要する経費） ⑤通信費（切手、ハガキ等） ⑥借上料（会場及び器具借上料、機材レンタル等） ⑦委託料（音響業務やゴミ処理委託等） ⑧保険料（傷害保険料） ⑨手数料（振込手数料、クリーニング代等） など
対象とならない経費	<ul style="list-style-type: none"> ①人件費（事務職員等の雇用経費等） ②飲食代（講師等に対する提供は除く） ③寄贈するための備品購入費 ④事業への参加者に支給する記念品や参加賞等の購入経費（イベントの出演者や出品者等に対する謝礼的なものは可） ⑤他団体への補助金としての支出（再補助の禁止） ⑥事業の実施を一括して企業等へ委託する場合の支出 ⑦上記のほか、補助事業の目的と異なる内容の支出

●令和3年度の事業実施例

【安東省菴事績伝承事業】



安東省菴顕彰会

×

生涯学習課、学校教育課

【障がいがあっても楽しめる観光コース作り事業】

2. 3年間の活動報告(観光コース・マップ作りを中心に)

観光開発 7月 第2回 沖端モニタリングツアー

水都から沖端まで
バリアフリー観光マップの
コースを検証



段差で難しかったことも、
手助けがあれば可能になる




障がい当事者と考える柳川まちづくり研究会

×

福祉課、観光課、都市計画課

● 審査方法や選考基準について

(審査方法)

- ・ 1次審査（書類選考）
- ・ 2次審査（公開プレゼンテーション）

(選考基準)

項目	選考の着眼点	学生部門対象
相乗効果・協働性	提案団体と市が協働することで、双方が持っている長所が生かされ、よりよい住民サービスが提供できる。	○
	提案団体と市の役割分担の内容が具体的で、どちらか一方の過度な負担となっていない。	○
課題の把握	事業目的や対象がはっきりしている。	○
	課題を正しく理解しており、事業を行うことで、その解決や地域の活性化が図られる。	○
公共性	利益を受けるのが特定の個人や団体ではなく、事業を行うことで目に見える成果が期待できる。	○
専門性・先駆性	課題やそれを解決するための手法に対して専門的な知識があるほか、今までなかったような新しい視点での提案がなされている。	/
自主性・主体性	提案団体が自主的・主体的に取り組む事業であり、第三者への丸投げとなっていない。	○
実現性	事業のスケジュールに無理がない。	○
	予算の見積額や事業費の積算が妥当であること。	○
	事業を実施するためのスタッフがそろい、専門的な知識や豊富な経験がある。	/
将来性	補助金が交付されないようになって、自力での事業継続が期待できる。	/

(審査員)

NPO関係者など

(事業報告)

事業を実施した年度末には、公開の場で事業報告を行っていただきます。